京都先端科学大学 学友会 課外活動公認団体規定

(1) 義務

- 1. 課外活動団体は以下の義務を負う。
 - ① 長期休暇を除いた、2週に1回開催される文化・体育連合協議会会議への出席
 - ② 文化・体育連合協議会より臨時招集があった場合、各課外活動団体の部長、副部長、会計うち1名の会議への出席
 - ③ 各団体の部員、役員及び部の顧問変更に関する届出
 - ④ 月に1回の活動報告書の提出
 - ⑤ その他、文化・体育連合協議会より依頼のあった事項
- 2. 文化・体育連合協議会役員の選出に関して 文化・体育連合協議会より役員の選出要請があった場合においては、対象団体は 1・2 年生より1名を役員として選出しなければならない。
- (2) 公認サークルの新規結成
 - 1. 新規公認サークルを結成する場合、申請書類を文化・体育連合協議会に提出しなければならない。
 - 2. 新規公認サークル申請の申請期間は3月~11月で、随時可能とする。
 - 3. 学友会は公認サークルの新規結成にあたり幹部会における 2/3 以上の承認を以て可決する。
 - 4. 公認サークルの基準として以下の条件を設定する。
 - ① 5名以上の会員を有していること
 - ② 公序良俗に反していない
 - ③ 活動内容が反社会的でない
 - ④ 必要項目がはっきり明記されている(活動日・活動場所など)
 - ⑤ 活動内容が学友会の責任能力の範疇であること
 - 5. 学友会の審査結果を文化系は学生センター長、体育系はスポーツ振興センター長が承認した場合、公認サークルの新規結成・更新を認める。

(3) 公認サークルの更新

- 1. 公認サークルの更新は 1 年ごととし、更新の際は更新書類を文化・体育連合協議会に提出しなければならない。更新書類の提出が認められない場合、サークルは解散したものとする。
- 2. 公認サークルの更新の申請期間は1月~2月で、年に1回とする。
- 3. 学友会は公認サークル更新にあたり幹部会における 2/3 以上の承認を以て可決する。
- 4. 公認サークルの基準として以下の条件を設定する。
 - ① 5名以上の会員を有していること
 - ② 公序良俗に反していない
 - ③ 活動内容が反社会的でない
 - ④ 必要項目がはっきり明記されている(活動日・活動場所など)
 - ⑤ 活動内容が学友会の責任能力の範疇であること
- 5. 学友会の審査結果を文化系は学生センター長、体育系はスポーツ振興センター長が承認した場合、公認サークルの新規結成・更新を認める。

(4) 公認サークルの昇格

公認サークルは下記の昇格条件を満たし、学友会幹部会にて 2/3 以上の同意及び文化系は学生センター長、体育系はスポーツ振興センター長の承認を得られた場合、昇格を認める。公認サークルの昇格申請は 1月~2月で、年に 1回とする。

- 1. 公認サークルの昇格基準として以下の条件を設定する
 - ① サークル規程を満たしており、公認サークルでの活動と実績が半年以上あること
 - ② 10名以上の会員を有し、1名以上の顧問を教職員から選任していること
 - ③ 部昇格申請書類を文化・体育連合協議会に不備なく提出していること

(5) 課外活動団体降格

下記の規定に一つでも該当した場合においては対象団体に監査部長が活動に関する調査 及びヒアリングを行う。

- ① 部員数が8名未満の団体
- ② 顧問がいない場合
- ③ 活動実績がない場合
- ④ 学友会幹部会において必要だと認められた場合

監査部長の調査結果を踏まえ、学友会幹部会において 2/3 以上が人員や活動内容から降格 妥当と判断した場合、対象団体を降格処分とする。これ以降の手続きは文化・体育連合協 議会が行い、学友会幹部会にて報告を行うものとする。

(6) 廃部基準

下記の規定に一つでも該当し、学友会幹部会において 2/3 以上が人員や活動内容から廃部 妥当だと判断した場合、対象団体を廃部処分とする。

- ① 学友会援助金を横領した場合
- ② 顧問がいない場合
- ③ 活動実績がない場合
- ④ 学友会幹部会において審議対象と判断された場合

廃部処分となった団体は下記を義務とする。

学友会幹部会の採決に従って部活動解散に関する審議を受ける。 その時点の決算を算出 し出納帳の提出及び返還金を支払う。 使用していた部室を整理し、学友会予算で購入し た備品及び部室の管理を執行委員会に譲渡する。鍵、及び学友会各機関から提供されてい るあらゆる権利を返還する。

(7) 罰則に関して

- - ① 学友会援助金の減額もしくは全額カット
 - ② 活動停止処分
 - ③ 部室の取り上げ
- 2. 文化・体育連合協議会は課外活動団体(1)の義務を各団体が怠った場合、以下の罰則を科す。
 - ① 次年度学友会援助金の減額査定とする。公認サークルは1年間で70%出席していない場合は部への昇格資格の剥奪、50%未満で更新不可とする。
 - 会議の 遅刻 (-1%)
 - 欠席 (-2%)
 - 提出物の遅刻提出(-1%)
 - 未提出 (-2%)
 - ② 会議の出席に関しては出席が 2/3 以下の場合、50%の付加減額査定及び、降格審査の対象とする。
- 3. 役員選出を断った場合

理由の如何を問わず次年度学友会援助金を25%減額とする。

諸規則改正委員会 2023

(8) 活動停止処分

- 1. 活動停止処分は原則として有期活動停止処分とし、期間は2年以下とする。
- 2. 活動停止処分が決定した場合、年間予算は処分が解除になるまで凍結し、中央委員会会計が保管する。
- 3. 活動停止処分の期間は、執行委員会が一切の物品を管理する。

(9) 大学院生

大学院生もクラブに入部することができる。ただし以下の条件を課すこととする。

- 1. 大学院生を部内の人数に含まないこと
- 2. 大学院生は大学生のみの大会には出場しないこと
- 3. 部内外問わず問題が生じた場合、学友会に報告し、学友会の裁定に従うこと

付則

2023年12月19日 施行

本則の改正には学友会幹部会の承認を必要とする。

(所属団体権利一覧)

	部室利用資格	顧問	学友会援助金の上限	義務	昇格までの必要活動期間
部	0	0	※ 1	0	×
サークル	Δ	X	学友会援助金無し	0	半年以上

 $\frac{\mathbb{R}^{n}}{\mathbb{R}^{n}}$ \times 所属人数 とする。

但し、2024年度については一部の部活動を例外とする。